

平成十四年十二月十二日提出  
質問第四四号

閣議決定（レセプト審査・支払の民間委託）の軽視に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

閣議決定（レセプト審査・支払の民間委託）の軽視に関する質問主意書

閣議決定についてお尋ねする。

- 一 閣議決定に行政が違反した場合、どのような措置がとられるのか。
- 二 閣議決定に違反した場合、当該、国家公務員が法令違反となる場合があるのか。あるとすれば、それはどのような法令違反か。考えうるケースをお示し願いたい。
- 三 閣議決定の法的効力はどのようなものか。
- 四 平成十四年三月二十九日付けの閣議決定「保険者によるレセプトの審査・支払（平成十三年度中に措置）」には、レセプトの審査・支払の民間委託等がうたわれ、健康保険組合などに対して社会保険診療報酬支払基金に審査・支払を委託することを事実上強制している通達（昭和二十三年厚生省保健局長通達）等の廃止が盛り込まれている。しかし、平成十三年度中に措置としていにもかかわらず、未だに通達が廃止されていないのは、厚生労働省自らも国会答弁でも認めているところである。
  - 1 閣議決定が無視されていることに関して、どのような措置を講ずるのか。
  - 2 通達廃止はいつ実行するのか（年月で時期を明示）。

- 3 閣議決定違反が放置されている理由。
  - 4 閣議決定違反の責任は誰がどのようにとるか。
  - 5 閣議決定に問題があるとするればどのような点か。
- 右質問する。